

第 1 8 0 回 国 会

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための  
国有林野の管理経営に関する法律等の  
一部を改正する等の法律案  
参考資料

平 成 2 4 年 3 月

農 林 水 産 省

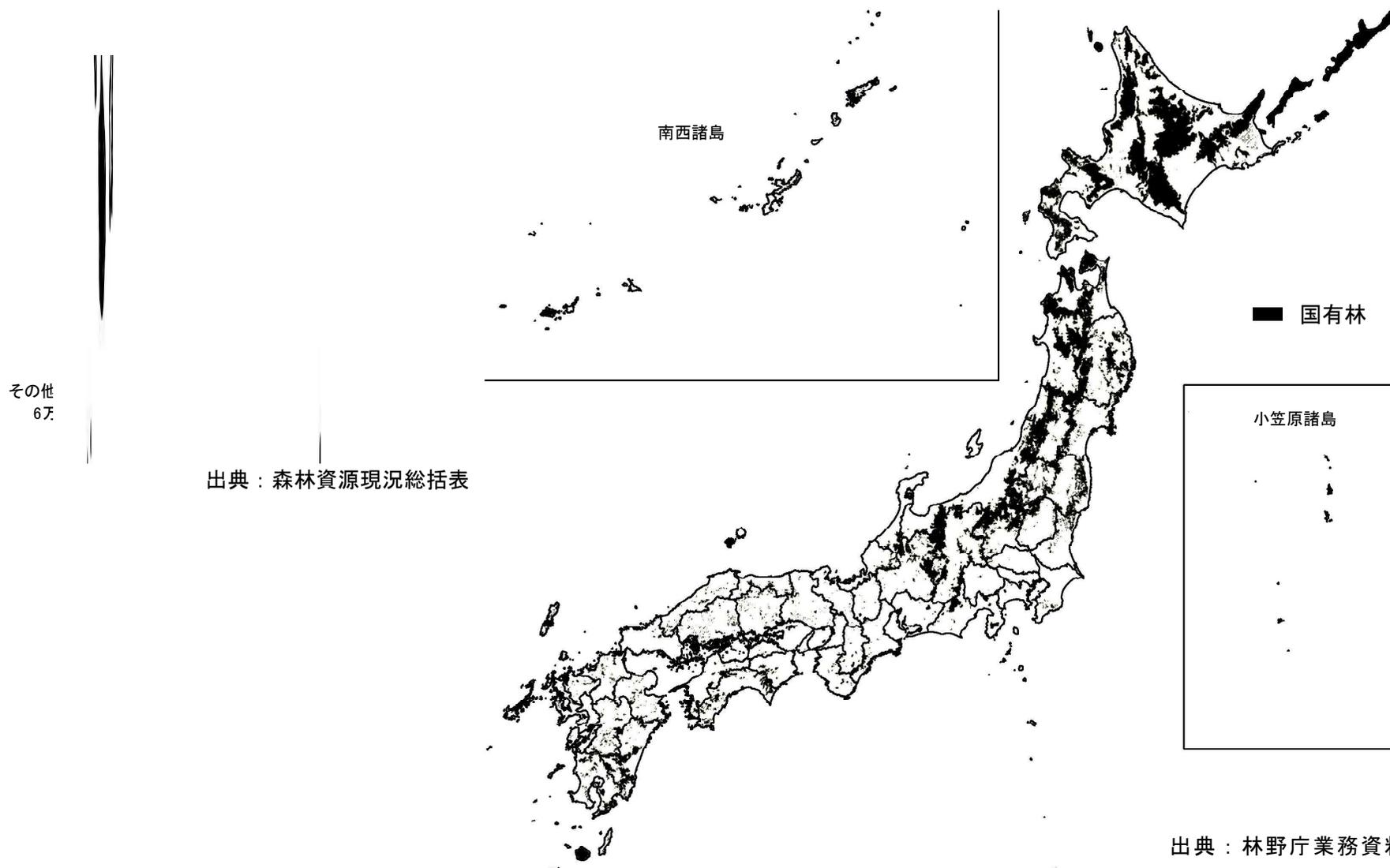
## 目 次

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 国有林野事業の概要              | 1 |
| 2 | 平成10年の国有林野事業の抜本的改革     | 2 |
| 3 | 分収林・共用林野の現況            | 4 |
| 4 | 公益的機能別施業森林の国有林・民有林別の現況 | 5 |

# 1 国有林野事業の概要

(1) 我が国の森林面積と国有林面積（平成19年3月31日現在）

(2) 国有林の分布状況



## 2 平成10年の国有林野事業の抜本的改革

### (1) 抜本的改革の基本方針

○国鉄長期債務の処理のための具体的方策及び国有林野事業の抜本的改革について（平成9年12月25日閣議決定）抄

国有林野事業の債務について、確実かつ円滑な元利償還を実施し、債務の縮減を行い、国有林野事業の健全な運営が確保され、その使命が十全に果たされるよう、

- ① 国有林野の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換
- ② 組織・要員については雇用問題及び労使関係に十分配慮しつつ、徹底した合理化、縮減
- ③ 独立採算制を前提とした企業特別会計制度から、公益林の適切な監理等のための一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行
- ④ 累積債務について、可能な限りの自助努力を前提としつつ、これを上回る債務について一般会計承継を行うこと等による具体的な処理策を実施等の抜本的改革を推進する。

### (2) 抜本的改革の実績

#### ① 民間委託の推進

(単位：%)

| 民間委託率    | 平成10年度 | 平成22年度 |
|----------|--------|--------|
| 伐採(素材生産) | 75     | 100    |
| 人工造林     | 72     | 100    |
| 保育(下刈)   | 78     | 100    |

出典：林野庁業務資料

#### ② 組織の簡素化・合理化

| 平成10年度     | 平成16年度                      |
|------------|-----------------------------|
| 14営林局      | 7森林管理局                      |
| 229営林署     | 98森林管理署<br>14支署<br>8森林管理事務所 |
| 92森林管理センター | (廃止)                        |

出典：林野庁業務資料

注：各年とも4月1日現在。

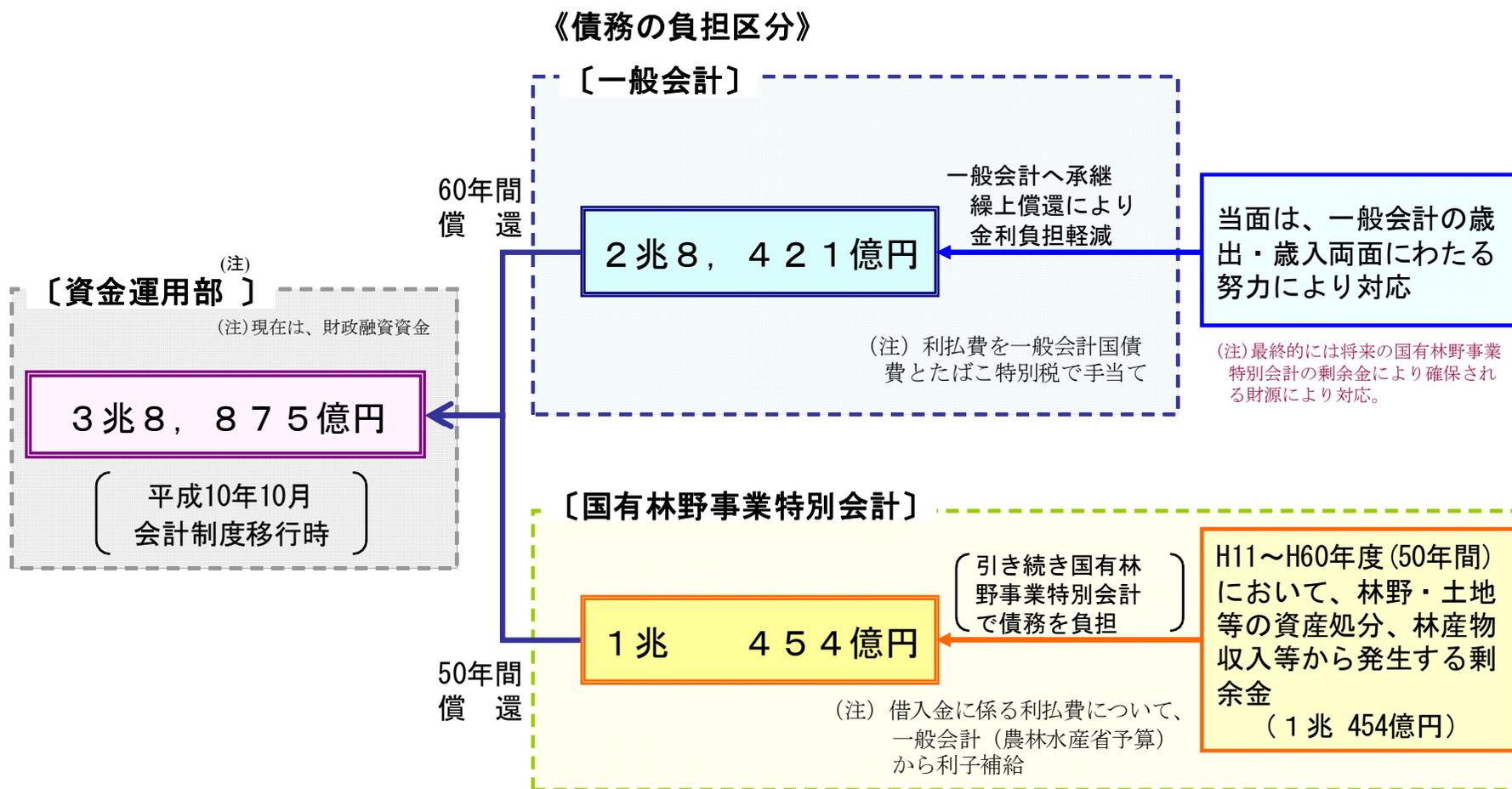
#### ③ 職員数の適正化

| 平成10年度  | 平成22年度 |
|---------|--------|
| 13,666人 | 5,678人 |

出典：林野庁業務資料

注：各年とも4月1日現在の職員数。

④ 累積債務の処理



### 3 分収林・共用林野の現況（平成23年3月31日現在）

| 区 分  |        | 契約件数（件） | 面積（ha）    |
|------|--------|---------|-----------|
| 分収造林 |        | 21,345  | 126,739   |
| 分収育林 |        | 3,789   | 19,735    |
| 共用林野 | 普通共用林野 | 748     | 1,276,479 |
|      | 薪炭共用林野 | 369     | 28,456    |
|      | 放牧共用林野 | 32      | 6,991     |
|      | 計      | 1,149   | 1,311,927 |

資料：林野庁業務資料

注1：「普通共用林野」とは、自家用薪炭の原料に用いる枝又は落枝の採取、自家用の肥料等に用いる落葉又は草の採取等を目的とした共用林野である。

2：「薪炭共用林野」とは、自家用薪炭の原木の採取を目的とした共用林野である。

3：「放牧共用林野」とは、耕作に附随して飼養する家畜の放牧を目的とした共用林野である。

4：端数処理により合計額が一致しない場合がある。

## 4 公益的機能別施業森林の国有林・民有林別の現況（平成19年3月31日現在）

（単位：万ha）

|     | 人工林 | 天然林   | その他 | 計     |
|-----|-----|-------|-----|-------|
| 国有林 | 249 | 411   | 59  | 719   |
| 民有林 | 633 | 662   | 57  | 1,353 |
| 合計  | 882 | 1,073 | 116 | 2,071 |

資料：林野庁業務資料

注1：森林法第5条に基づく地域森林計画及び第7条の2に基づく国有林の地域別の森林計画の対象となる森林の面積。

2：「その他」は、「竹林」及び「無立木地」である。

3：端数処理により合計額が一致しない場合がある。